

第3章 災害応急計画

第3章 災害応急計画

第1節 情報伝達計画

担当部署	対策の概要
■ 広報班	☐ 通信連絡ならびに伝令派遣に関すること
	☐ 緊急情報、避難指示等の住民への周知
■ 防災班	☐ 災害情報の収集・整理、県への被害報告に関すること
	☐ 通信の確保に関すること
■ 総務班・各班	☐ 各部ならびに協力機関との連絡調整に関すること
■ 防災関係機関	

第1 計画の方針

津波警報等の情報を一刻も早く住民等に伝達するため、迅速かつ的確な情報収集、伝達等の方法等について定める。

地震や津波の被害を最小限にとどめるためには、これらの情報を一刻も早く地域住民や海水浴客等に伝達することが重要である。特に高齢者、障がい者等の避難行動要支援者への伝達に万全を期する。また、円滑な応急対策活動を実施するため、市及び各防災関係機関は、緊密な連携のもと災害に関する情報を迅速かつ的確に把握する体制を整える。

第2 津波警報等

気象庁（秋田地方気象台）は、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表する。

これらの気象台からの情報は、市及び防災関係機関等へ伝達される。

市は、これらの情報を市防行政災無線や報道関係機関等の協力を得て住民に周知する。

1 津波警報・注意報

（1）大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等

ア 気象庁は、地震が発生したときは地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に「大津波警報」、「津波警報」または「津波注意報」（以下これらを「津波警報等」という。）を発表する。なお、大津波警報は、津波特別警報に位置付けられる。

イ 津波警報等とともに発表する「予想される津波の高さ」は、通常5段階の数値で発

表する。

ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。

予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害ととるべき行動
		数値での発表 (予想される津波の高さ区分)	定性的表現での発表	
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3 mを超える場合	10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)		
		5 m 3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1 mを超え、3 m以下の場合	3 m 1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)	高い	(高い) 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1 m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1 m 0.2m<予想される津波の最大波の高さ≤1m)	表記しない	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

ア 津波警報等の留意事項等

(ア) 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。

(イ) 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。

(ウ) 津波による災害のおそれなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

(エ) どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的に発令しない。

(オ) 大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

(2) 津波予報

気象庁は、地震発表後、津波による災害が起こるおそれがない場合には以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報と内容

	発表される場合	内 容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表する。
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表する。
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表する。

(3) 津波予報区

仙台管区気象台が通知を担当する津波予報区(津波予報を担当する対象の沿岸域)は、東北地方沿岸であり、男鹿市沿岸の津波予報区は「秋田県」である。

資料編 2章-5節-1「気象予警報等の発表基準」

2 津波情報

(1) 津波情報の発表等

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

ア 津波情報の種類と発表内容

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報（※1）	各津波予報区の津波の到達予想時刻（※2）や予想される津波の高さ [発表される津波の高さの値は、(津波警報等の種類と発表される津波の高さ等) 参照]
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※3）
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※4）

（※1）「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」は、XML電文では「津波警報・注意報・予報」（VTSE41）に含まれる。

（※2）この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

（※3）津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の 発表状況	観測された津波の高さ	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ $> 1 \text{ m}$	数値で発表
	観測された津波の高さ $\leq 1 \text{ m}$	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ $\geq 0.2 \text{ m}$	数値で発表
	観測された津波の高さ $< 0.2 \text{ m}$	「観測中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

(※4) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報または津波警報が発表中であり、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び推定値（※5））の発表内容

警報・注意報の 発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ $> 3 \text{ m}$	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ $\leq 3 \text{ m}$	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ $> 1 \text{ m}$	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ $\leq 1 \text{ m}$	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

(※5) 沿岸から距離が 100km を超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

(※6) 津波情報の留意事項等

①津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
- ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

②各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波に重なり、被害がより大きくなる場合がある。

③津波観測に関する情報

- ・津波による潮位変化（第一波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

④沖合の津波観測に関する情報

- ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸では更に高くなる。
- ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

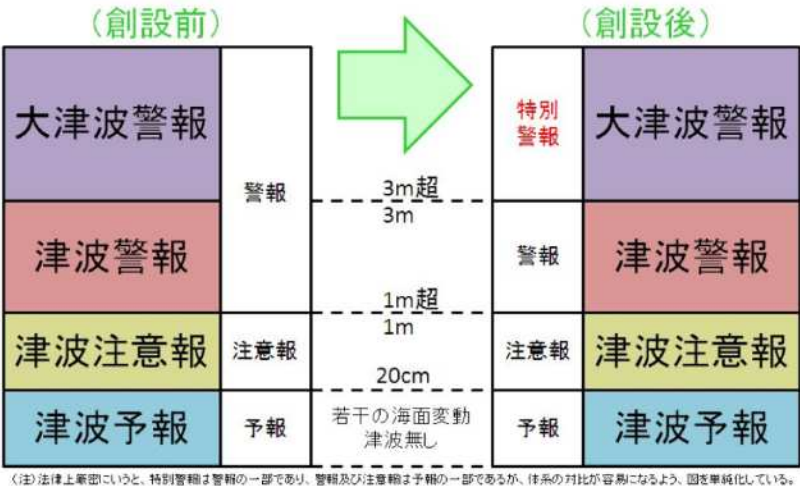
3 津波に関する特別警報

気象庁はこれまで、大雨、地震、津波、高潮などにより重大な災害の起こるおそれがある時に、警報を発表して警戒を呼びかけていた。これに加え、この警報の発表基準をはるかに超える津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、新たに「特別警報」を発表し、最大限の警戒を呼び掛ける（平成25年8月30日より適用）。

津波に関する特別警報は、名称に「特別警報」は用いず、従来どおりの名称で発表される。例えば、大津波警報が発表された時は、それが津波に関する特別警報が発表されたという意味を持つ。

特別警報の創設による津波警報体系

市民は「特別警報」が発表されたら、ただちに命を守る行動をとってください。



4 緊急放送

気象庁では津波警報が発表された場合の「とるべき行動」として「沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所に避難してください」とし、「津波警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください」としている。

津波警報が発表された場合には緊急警報放送が行われる（放送法施行規則 82 条）。

大津波警報・津波警報・津波注意報の表示

放送機関	大津波警報	津波警報	津波注意報	その他
NHK及び民放各局	■ 紫色	■ 赤色	■ 黄色	陸地は■ 灰色、海は■ 濃い青色で表す。

5 秋田地方気象台からの情報の伝達

- (1) 秋田地方気象台は津波警報・注意報、地震及び津波情報を直ちに、防災関係機関や報道機関に伝達する。これを受理した防災関係機関は、それぞれの伝達系統により市等の関係機関へ伝達する。
- (2) 報道機関は、津波警報・注意報、地震及び津波情報を住民に広く周知することに努

める。

- (3) 緊急を要する津波予報については、地上系の補完として、直接沿岸市町及び防災機関等に周知できるように、衛星を利用した全国瞬時警報システム(J-A L E R T)により、総務省消防庁から同報送信されている。

第3 津波警報・注意報・予報、地震・津波情報の伝達等

1 津波警報等の発表及び伝達

国〔消防庁、気象庁〕、県及び市は、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等による津波に関して、住民の避難意識がない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示の発表・発令・伝達体制を整えるものとする。

2 津波警報等の収集・伝達

秋田地方気象台から津波警報・注意報・予報、地震・津波情報などが発表されたとき、市、県及び関係機関は速やかに受領し、次により沿岸住民及び船舶等に伝達する。

(1) 県の対応

県は、県総合防災情報システム等により市、消防本部及び関係機関等に直ちに通知する。

(2) 市の対応

市は、気象台からの情報により、避難指示を、防災行政無線、広報車、携帯電話等を活用して沿岸住民に対し、迅速かつ的確な情報の伝達を行う。

ア 市は、受領した津波警報等、地震・津波情報を関係各課に伝達し、職員への周知徹底を図る。

イ 市は、受領した津波警報等、地震・津波情報を市地域防災計画の定めるところにより、速やかに住民及び関係団体等に伝達し周知徹底を図る。

ウ 市は、震度4以上と推測される揺れを感じたとき、又は揺れが弱く長い周期の地震を感じたときは、気象台の津波警報等の発表を待たずに海面の監視態勢に努める。

(3) 放送機関の対応

受領した津波警報等、地震・津波情報は放送を介し直ちに広報する。

(4) その他の関係機関の対応

防災関係各機関は、ラジオ・テレビ放送等に留意するとともに、県及び市と積極的な連絡調整に努め、関係機関が相互協力の上情報の周知徹底・共有化を図る。

ア 男鹿警察署は津波警報等、地震・津波情報を警察署、交番等を通じて迅速かつ正確に沿岸住民に伝達する。

イ 秋田海上保安部は、船舶等に対する災害に関する情報を次により伝達する。

(ア) 被害が予想される海域、又は周辺海域の在泊船舶に対しては、船艇、航空機等を巡回させ、訪船指導の他、拡声器等により周知する。

(イ) 航行船舶に対しては、航行警報又は安全通報等により周知する。

(ウ) 被害が予想される沿岸海域の住民や海水浴客等に対しては、船艇航空機等を巡回させ、拡声器等により周知する。

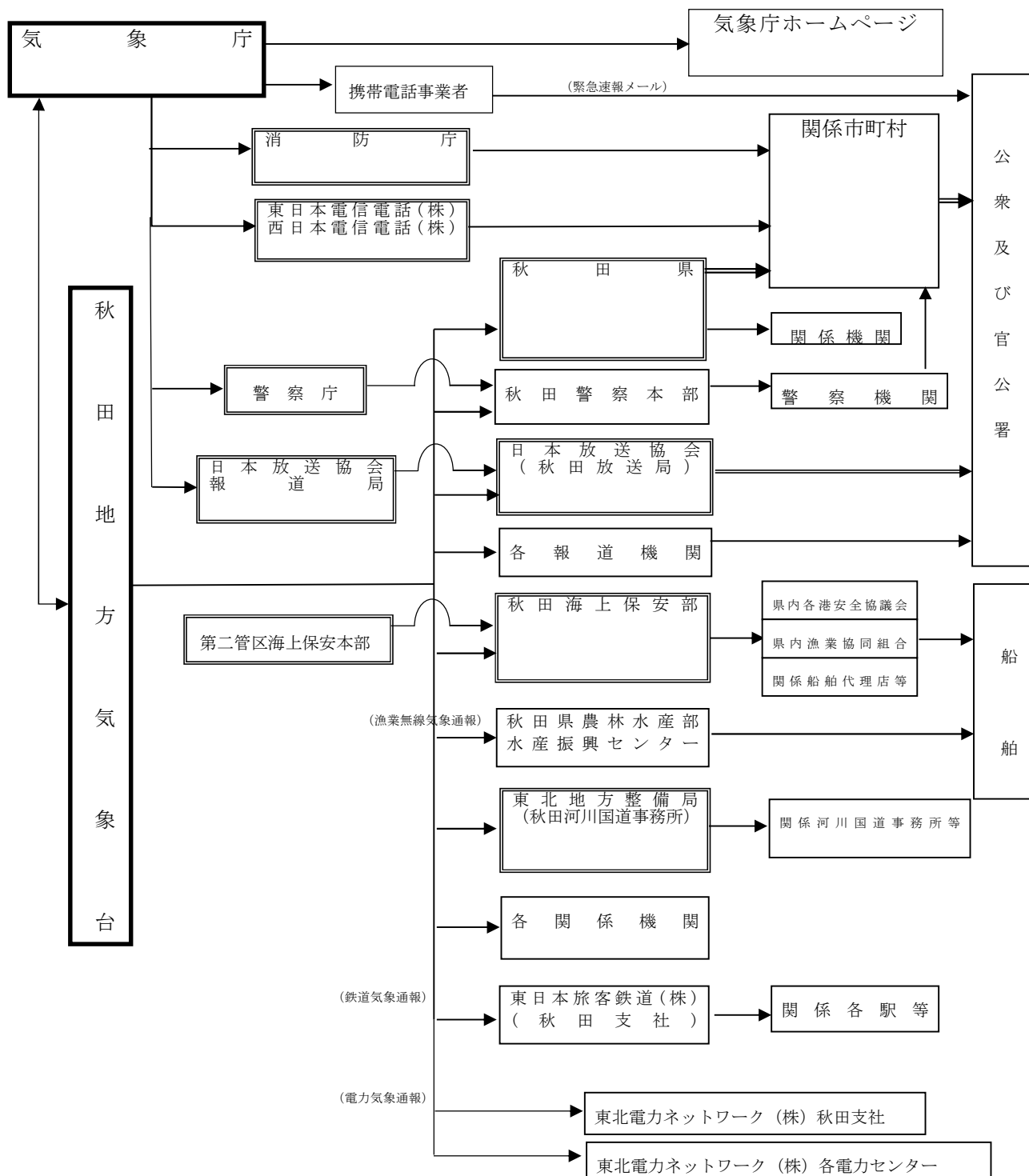
3 市における津波警報の受領確認

市は、防災情報提供システム（県は総合防災課に設置）により津波警報を受信した場合は、受領証送信画面に確認者は氏名を入力し秋田地方気象台に送信する。

4 地震・津波情報の収集・伝達系統図

気象台からの地震・津波情報の市への伝達系統は次のとおりである。

資料編 2章-5 節-2「気象予警報及び災害情報収集・伝達系統図」



注)二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先

注)二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路

第4 県からの伝達系統

気象台から秋田県総合防災課が受領した津波警報・注意報・予報、地震・津波情報は、「秋田県総合防災情報システム」等により、直ちに市に伝達される。

市は、受領した津波警報・注意報・予報、地震・津波情報を庁内放送等により速やかに庁内関係各課に伝達する。

第2節 津波防災活動体制

担当部署	対策の概要
■ 防災班	☐ 災害対策本部の設置及び閉鎖に関すること ☐ 本部員会議及び男鹿市防災会議に関すること
■ 各班	☐ 災害対策本部運営に関すること

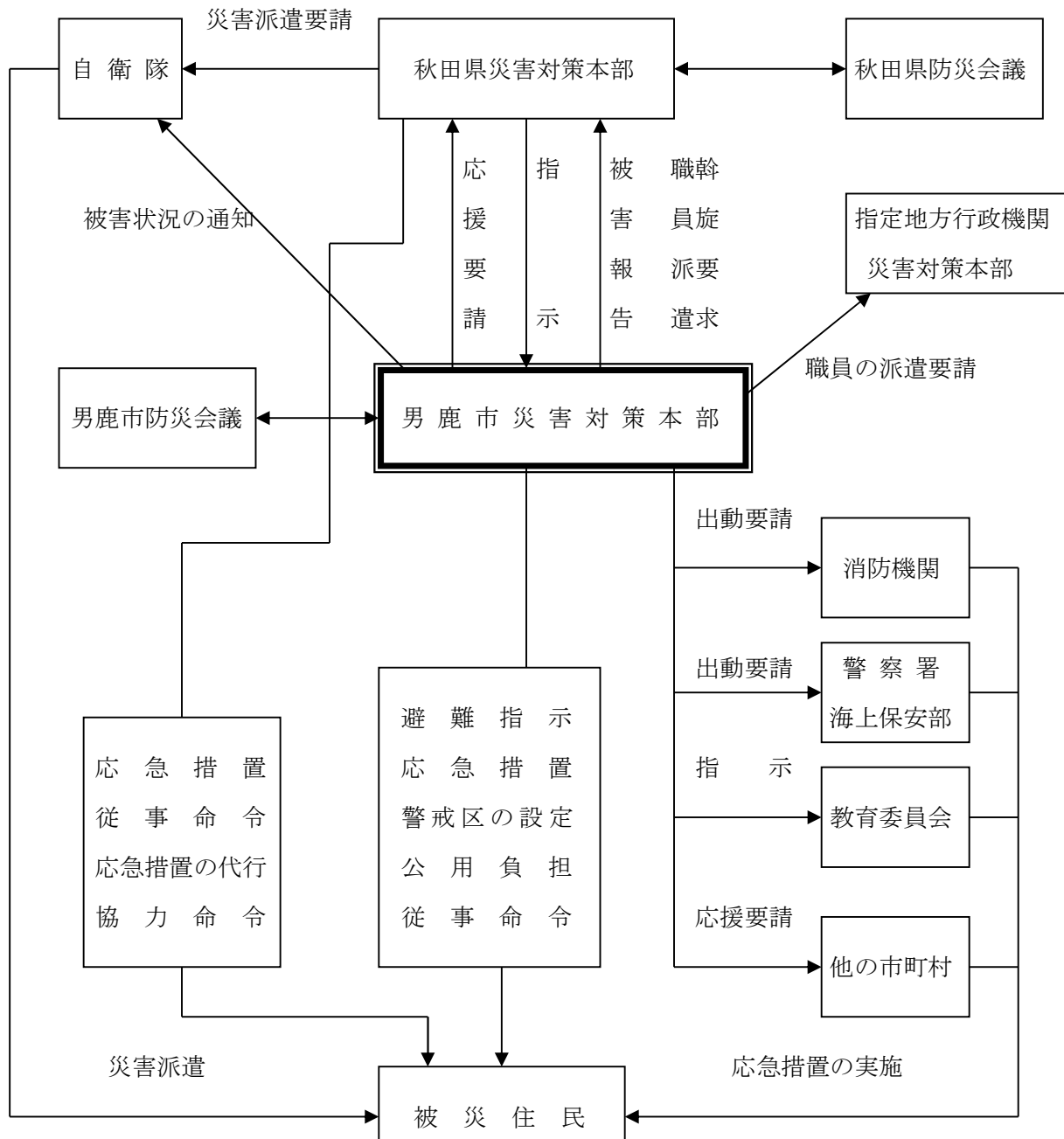
第1 計画の方針

大規模地震・津波が発生した場合、市沿岸域の広い範囲で住民の生命、財産に被害を及ぼすおそれがある。

このため、市は、大規模地震・津波を覚知したならば一刻も早い初動体制を確立し、情報収集・応急対策等を実施することが重要であることから、組織内で定めた配備計画に基づき体制を敷き、防災活動を行う。

第2 防災活動体制

津波防災活動のための体制図は次のとおりとする。



第3 男鹿市災害対策本部等

1 設置及び廃止基準

(1) 設置及び廃止の通知公表

- ア 市役所庁内及び若美支所、各コミュニティセンター、関係指定地方行政機関の長、知事の関係機関の長、関係指定公共機関の長、所轄警察署長、消防機関の長、隣接市

町村長、一般住民に対して、電話その他の適宜の方法で周知する。

イ 災害対策本部を設置したときは、本部標識を庁内玄関等に掲出する。

(2) 設置基準

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、次の基準に該当し、必要があると認めるときは災害対策本部の設置を指示する。

名称	動員	設 置 基 準	主 要 業 務	構 成 員
男鹿市災害対策本部	第2動員	1. 特別警報（高いところで3m以上の津波が予想される場合）が気象庁から発表されたとき 2. 大津波警報が気象庁から発表されたとき 3. 津波により相当規模以上の災害が発生し、または発生する恐れがある場合 4. その他市長が必要と認めたとき	1. 災害情報の収集、伝達、資料の作成 2. 指示事項の伝達 3. 防災会議との連絡 4. 災害の予防及び災害応急復旧対策の実施	本部長 市長 副本部長 副市長 本部員 監査委員 教育長 消防長 消防団長 各部局長
男鹿市災害対策警戒部	第1動員	1. 津波注意報が気象庁から発表されたとき 2. 津波警報が気象庁から発表されたとき	1. 気象情報、警報等の受理伝達 2. 災害情報の収集、伝達、資料の作成 3. 関係機関との連絡調整 4. 災害の予防及び災害応急復旧対策の実施	部長 副市長 副部長 総務企画部長 部員 各部局の担当課長 災害対策警戒部を構成する指名職員

※市役所に被害があった場合、①市民文化会館②男鹿市総合体育館に災害対策本部を設置する。

(3) 現地災害対策本部の設置

市長が特に必要認めるときは、現地災害対策本部を設置することができる。

ア 現地災害対策本部には、本部長及び本部員、その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員、その他の職員の内から災害対策本部長が指名するものをもって充てる。

イ 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌握する。

(4) 廃止基準

市長は、次の場合でその必要がなくなつたと認められる場合に、それを廃止する。

ア 予想した災害の危険が解消したと認められたとき。

イ 災害発生後における応急措置が完了したと認められるとき。

2 災害対策本部の組織編成及び事務分掌

(1) 組織編成

(第2編一般災害対策編 「組織編成表」を参照)

(2) 事務分掌

(第2編一般災害対策編 「災害対策本部業務分担表」を参照)

(3) 応急対策実施班

(第2編一般災害対策編 「応急対策実施班 担当業務表」を参照)

第4 災害対策本部会議の開催

1 災害対策本部長は、災害応急対策を実施する必要があると認められるときは、非常応急対策の指示、総合調査を行うために本部員会議を招集する。

2 本部員会議の進行は総務企画部長とする。

3 会議次第は、概ね次のとおりとする。

(1) 開会

(2) 報告事項

① 地震、津波、気象情報及び災害情報

② 動員体制

③ 各部の措置事項

(3) 協議事項

① 応急対策の指示

② 各部門の対策の調整事項についての指示

③ 他市町村に対する応援要請の要否

④ 自衛隊に対する災害派遣要請要求の要否

⑤ 災害救助法適用申請の要否

⑥ 災害状況視察隊編成の決定

⑦ 被害者に対する見舞金給付の決定

⑧ 次回本部会議開催予定日時の決定

(4) 閉会

第3節 動員計画

担当部署	対策の概要
■ 総務班・各班	☐ 各部ならびに協力機関との連絡調整に関すること ☐ 職員の動員、安否確認に関すること ☐ 災害時における必要人員の確保に関すること

第1 計画の方針

津波災害から住民の生命・身体及び財産を守るため、大規模地震・津波災害発生時ににおいて、所掌事務の被害の把握と災害応急対策活動に必要な要員を早急に招集し、その活動を迅速、的確に行うことが必要である。このため、職員の動員の基準、動員のための伝達系統を定めておく。

第2 職員の動員

1 動員基準

職員の動員基準は、別途、定める「災害対策本部職員配備計画」による。

(1) 動員体制

ア 第1動員（災害対策警戒部）

特に関係する部課の小数人数で、情報収集及び連絡活動が円滑に行い得る体制で、状況により第2動員に移行し得る体制とする。

イ 第2動員（災害対策本部）

災害対策本部に関係のある職員で、防災業務に従事する体制とする。

(2) 要員の指名

ア 動員数は災害の種類、規模等により適宜増減する。

イ 動員の原則は全職員を対象とするが、動員基準に基づき必要とする要員を指名する。

ウ 指名にあたっては、勤務地と居住地との距離、交通手段、登庁のための所要時間等について留意する。

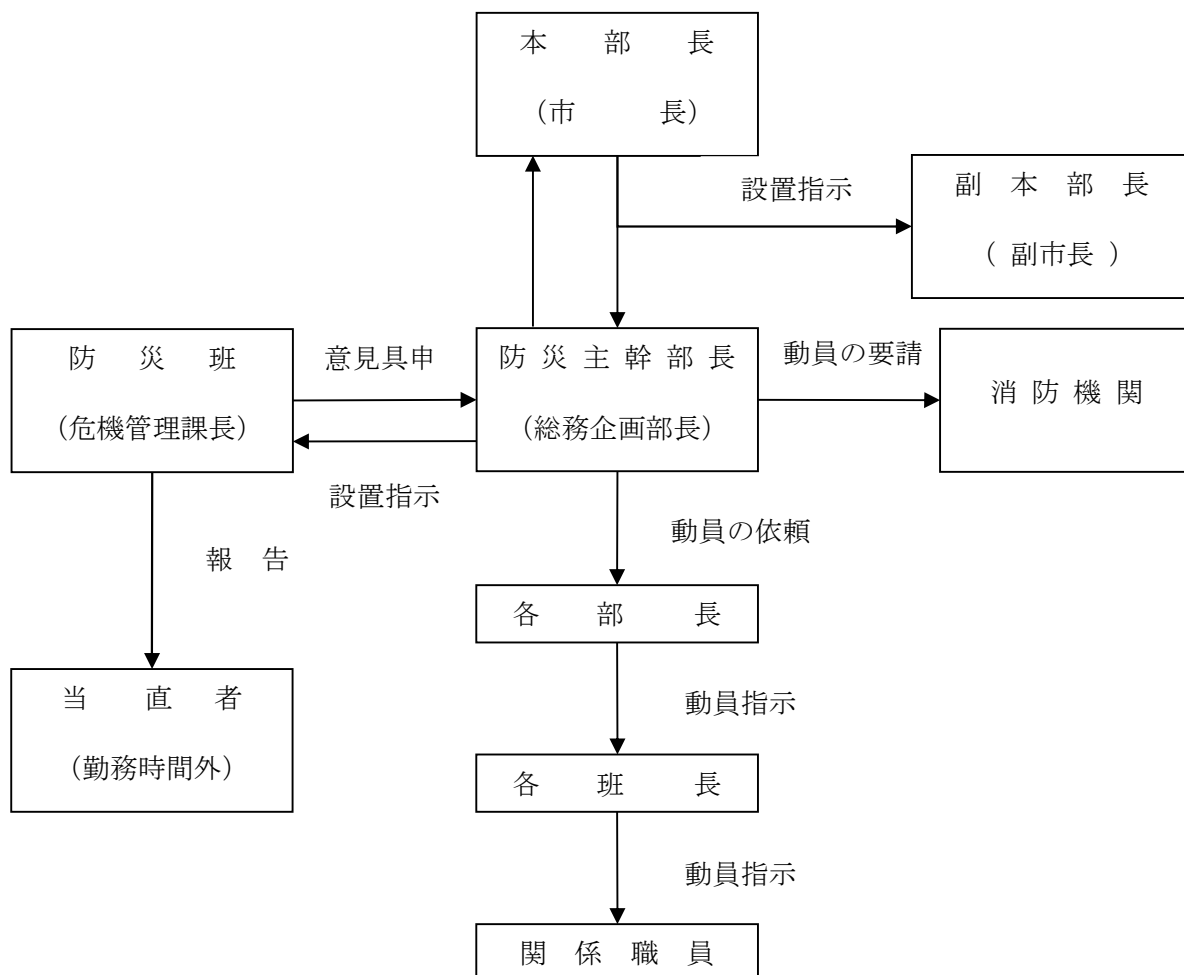
2 職員の初動体制

初動期の迅速かつ的確な防災対策を実施するため、防災対応や避難誘導、避難所運営に係る行動ルール「職員災害対応マニュアル」等を活用し、休日・夜間等への災害対応を想定し、次の伝達系統に従い、初動体制を確立する。

3 動員指示の伝達系統

(1) 伝達系統

動員の伝達系統は次のとおりとする。



(2) 勤務時間外の参集（休日・夜間）

ア 職員の動員は「動員基準」及び「動員伝達系統」に基づき通知するが、勤務時間外、休日等において災害が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、動員通報を待たずに自らの判断により登庁する。

イ 動員伝達者及び動員要領に指定されている者は、常にその所在を明らかにしておく。

ウ 動員対象から除外する職員

(ア) 病弱者、身体不自由等で応急活動を実施することが困難である者

(イ) その他各部長が認める者

エ 被害が甚大と想定される場合

通信が途絶し、被害情報等が把握できない場合、速やかに災害対策本部並びに住民の避難支援や初動活動を行うために、近隣のコミュニティセンターに参集場所を定める。

なお、その際には周囲の状況をよく観察し、参集後報告を行う。

4 職員の心得

(1) 地震が発生したときは、市の防災行政無線をはじめ、テレビ、ラジオなどの地震並びに津波に関する情報に注意し、被災その他やむを得ない事情がある場合を除き、別に定める動員計画により自らの判断で勤務場所に登庁する。

(2) 第2動員（全職員）の場合においては、交通途絶などを考慮し、原則として徒歩、自転車、又はバイクで勤務場所に登庁する。また、乗用車を利用する場合は、無理をしないで安全面に特に留意して登庁する。

(3) 登庁した職員は、自己（家族を含む。）の被害並びに登庁中に見聞きした災害の状況等（登庁できない職員はその理由）を所属長に報告する。

(4) 所属長は、職員の報告をもとに災害の状況については災害対策本部事務局に、職員の被災については総務課に報告する。

第3 従事命令者

1 従事命令

市長は、市内の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、市の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。

2 従事命令の種類

(1) 従事命令

応急措置に関する業務に従事させる権限

(2) 協力命令

応急措置に関する業務に協力させる権限

3 従事関係者の範囲

市長が応急措置を行うため、当該応急措置に関する業務に従事させることができる者の範囲は次のとおりである。

- (1) 市の区域内の住民（市民）
- (2) 当該応急措置を実施すべき現場にある者

4 手続き等

公用令書による。

5 災害対応従事者の安全確保

市は、消防団員・職員等の避難誘導や防災対応にあたる者の安全確保を前提とした上で、避難行動要支援者及び支援者の避難支援などの緊急対策を行う。

- (1) 津波注意報・警報等が発表された場合、防災無線等により伝達する。
- (2) 災害対応従事者の安全確保のための伝達・指令を行う。

ア 津波警報発表時には、安全確保を優先する。

イ 津波の危険性がある場合には、必ず安全な場所に移動する。

ウ 災害対応従事者は、常に無線機を携行し、本部との連絡を密にして、身の安全を確保する。

第4節 避難活動

担当部署	対策の概要
■ 広報班	□緊急情報、避難指示等の住民への周知 □避難指示ならびに避難所、救護所設置等の広報に関すること
■ 防災班	□消防団員の招集に関すること □津波警戒、避難の勧告及び指示に関すること
■ 救助班	□避難誘導及び避難所の設置に関すること □福祉避難所の設置、協定締結、避難行動要支援者の安全確保、安否確認に関すること
■ 学校教育班・ 生涯学習班 文化スポーツ班	□避難所設置に関すること（学校・体育館など）
■ 防災関係機関	警察、東北地方整備局、秋田海上保安部、防潮水門等施設管理者、 道路管理者

第1 計画の方針

市及び防災関係機関は、津波警報等及び地震情報が発表された場合、直ちに警戒態勢を整え、地区住民等を速やかに避難誘導させるため適切に避難の勧告または指示を行うとともに、速やかに避難所を開設し、管理運営を行う。

第2 津波の警戒

1 津波警報、避難指示等

市は、津波警報、避難指示等の伝達にあたっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話、ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図り、避難広報を実施して住民等を海岸から避難させるなど、緊急対策を行う。

2 住民等への津波警報等の発表・伝達

市は、住民等への津波警報等の発表・伝達にあたっては、災害を具体的にイメージできるような表現を用いるなど、住民等が即座に避難行動に取り掛かることができるよう工夫する。

3 管理道路の通行止め等の措置

道路管理者は、潮位等の情報、対応の状況等について、関係水防管理団体等と連絡を密にし、必要に応じて管理道路の通行止め等の措置をとる。

4 警察の措置

男鹿警察署は、津波警報等が発表された場合は、直ちに伝達系統に従い市に通知し警戒を行う。また、防災関係機関と協力して警戒活動を行う。

5 東北地方整備局の措置

東北地方整備局は、津波警報等発表時には、直ちに地震・津波災害の防災体制に入る。また、津波等に関する情報を収集し、道路情報板及び路側放送等で情報を提供する。

6 秋田海上保安部の措置

秋田海上保安署は、津波警報等が発表された場合、船艇・航空機を巡回させて警戒にあたるとともに、拡声器、たれ幕等を使用して在港船舶へ津波警戒の周知を図り、沿岸住民及び釣り客や海水浴客に対し高台への早急な避難等の指導を行う等、市等と協力して警戒にあたる。

第3 避難の誘導

避難の誘導は、第2編一般災害対策編 第2章第10節第5「避難所、避難者の誘導及び移送」に準ずるほか、次の対策を実施する。

- 1 市職員、警察官、消防職員等は、避難所への避難が困難な地域の避難者や、避難が遅れた避難者が緊急に避難する場合は、避難所(津波避難ビル等)へ避難誘導する。
- 2 市は、消防職員、消防団員、市職員など、避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波到達時間も考慮しつつ、避難行動要支援者の避難支援などの緊急対策を行う。

第4 避難所の開設及び運営

指定避難所の開設及び運営は、第2編一般災害対策編 第2章第10節第6「避難所の開設及び運営」に準ずる。

第5節 廃棄物処理活動

担当部署	対策の概要
■ 総務班	☐ 流出、漂流物等の処理に関すること
■ 清掃班・	☐ 被災地の清掃に関すること
	☐ 災害廃棄物処理に関すること
■ 土木班・建築班	☐ 道路の啓開、人命救助のための障害物の除去に関すること
・下水道班	
■ 関係機関	☐ 関係機関への協力要請に関すること

第1 計画の方針

大規模地震・津波災害時には、建築物の倒壊、流出、及び火災等によって多量の廃棄物が発生し、また、避難所等におけるし尿の処理需要が発生するほか、廃棄物処理施設の損壊による処理機能の低下が予想される。

このため、市は、廃棄物の収集処理を適切に行い、地区環境の保全を図っていく。

第2 災害廃棄物の処理

災害廃棄物の処理は、第2編一般災対策編 第2章 第24節に準ずるほか、次の対策を実施する。

- 1 市は、海岸に漂着した危険物について、第一報通報者への対応、現地確認の準備、現地の状況把握、専門家の要請、海岸利用者・地域住民の安全確保について、一連の対応を取り発見者及び周辺住民の安全を図る。
- 2 市は、県、国や関係機関、応援協定団体等の協力の下、津波により海に流失した災害廃棄物の処理について、災害廃棄物の状況把握、地域や海域の実情に応じた措置、種類や性状に応じた適切な処理等、必要な措置を講じる。

なお、そのための体制の構築にあたり、塩分を含んだ災害廃棄物の取扱い、悪臭・害虫対策、PCBが含まれたトランス等の電気機器や農薬等の薬品が入ったもの等の有害な物質等の取扱いについて、十分に留意する。

第6節 農林水産業の応急対策

担当部署	対策の概要
■ 農林水産班	☐ 施設、農林水産物応急対策ならびに被害調査に関すること
■ 関係機関	☐ 関係機関への協力要請に関すること

第1 計画の方針

市は、大規模地震・津波により、農林水産施設、農林水産物への塩害等の直接的な被害や燃料、電気の途絶によるハウスや作物への間接的な被害に対応するため、各関係機関との相互に連携により、被害を最小限に抑え、迅速な対応を行う。

第2 農業、水産業

農業、水産業の応急対策は、第2編一般災対策編 第1章第16節に準ずるほか、次の対策を実施する。

1 徐塩・湛水対策

津波による浸水農地については、土壌中に残留した塩分による作物の生育障害が懸念されており、市及び県は営農再開に向けた除塩対策を講じる。

土壌中に残留する過剰な塩分は、十分な量の真水で流し出すことを基本とし、津波の浸水や地盤沈下により湛水状態となった農地については、移動ポンプ車の配備等により速やかに排水に努める。

2 応急技術対策

(1) 水稻

津波による浸水があったほ場では、海水の早期排水に努めるとともに、十分な真水が確保できる場合には、掛け流し等により塩分濃度の低下を図る。

(2) 畑作物（野菜類）

散水による除塩を基本とするが、湛水が可能な場合は、十分な真水で過剰な土壌中の塩分を流し出す。

(3) 果樹

被害を受けた樹園地では、ヘドロ等の堆積物を除去、園地の除塩対策を行う。また、かん水用の真水の確保に努める。

(4) 施設園芸

海水が流入した場合、草勢の回復は望めないので、ヘドロ等の堆積物を除去し、園地の除塩対策を優先して行い再生産を目指す。

第7節 二次災害・複合災害防止対策

担当部署	対策の概要
■ 防災班	☐ 二次災害防止に関すること
■ 各班	☐ 複合災害防止に関すること

第1 計画の方針

地震・津波等による自然災害が生じた後の災害調査・人命救助活動では、災害地に入った救援隊が、二次的に生ずる災害を受けるおそれがある。また、東日本大震災のように広範囲にわたり発生する災害、風水害のおそれに加え、地震並びに危険物等の爆発、有害物質の漏えいなどの様々な事象について複合災害を想定し対応策を講ずる。

第2 二次災害・複合災害防止活動

二次災害の防止活動は、第3編 地震災害対策編 第3章 第7節の定めに準ずるほか、次の対策を実施する。

1 海岸漂着危険物防止活動

市及び県の海岸管理者は、海岸に漂着した危険物について、第一報通報者への対応、現地確認の準備、現地の状況把握、専門家の要請、海岸利用者・地域住民の安全確保について、一連の対応をとり発見者及び周辺住民の安全を図る。

2 現場作業員への配慮

市は、災害の復旧作業に従事する現場作業員に対し、余震による津波の発生等、緊急の情報をラジオ、携帯無線機、携帯電話などの機器を用いることで伝え、現場作業員の避難安全を確保する。

3 水害・土砂災害

(1) 二次災害防止

津波浸食箇所の降雨等による土砂崩れの発生、浸水箇所の拡大等水害等に備え、二次災害防止施策を講じる。

(2) 点検の実施

市及び県は、降雨等による二次的な水害・津波浸食箇所に対する土砂災害等の危険箇所の点検を必要に応じて実施する。

特に、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、観測機器の設置や雨水侵入防止対策等、適切な警戒体制の整備などの応急対策を行い、迅

速に適切な避難対策を実施する。